

会議の公開について（案）

小田原市の条例や規則について

小田原市情報公開条例（一部抜粋）

第 2 4 条 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等により特別の定めがあるとき。
- (2) 非公開情報について審議、審査、調査等をするとき。
- (3) 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたとき。

小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱（一部抜粋）

第 2 条 審議会等は、会議を開催する場合は、あらかじめ当該会議の公開の可否について、決定しておかなければならない。ただし、公開を決定した会議の開催中において、当該会議を公開しないこととするべき事由が生じたときは、当該審議会等の定めるところにより、当該会議を公開しないことができる。

- 2 審議会等は、当該審議会等の会議の全部又は一部を公開しない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

芸術文化創造センター整備推進委員会の公開について

会議の公開について

以下の理由を考慮して、非公開とする。

- ・今後の工事発注の情報や予算など、現時点で公開できない情報について審議、審査、調査等を行うこと。

審査結果等の公開について

会議や審査については、上記のとおり非公開とするが、市民への説明責任を果たし、審査等の公平性・透明性を確保する必要があるため、委員会資料や選定の経過、会議の概要など、以下のものについて、可能な限り公開に努めることとする。

- ・委員会の概要、資料の一部